

2020年11月7日

集会所利用団体 代表者様

ユーカーが丘1丁目自治会
会長 堤 正基

集会所の使用について

集会所の定期利用の団体の皆様には、日頃より集会所の利用にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

この度、佐倉市の公共施設の利用条件が一部緩和され事を受け（11月2日付け西田佐倉市長のメッセージによる＝佐倉市ホームページに掲載）、第一集会所についても次の通り制限を緩和することといたします。

つきましては、今後集会所を利用する団体の皆様には、使用に際して下記注意事項の厳守を改めてお願いいたします。

なお、引き続き使用出来ない活動もありますので、今回の緩和対象とならなかった団体の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 新たに利用可能な活動

合唱、コーラス、詩吟、カラオケ、ダンス、体操、ヨガ、舞踏など

2. 利用開始時期 令和2年11月9日（月）より

3. 引き続き使用できない活動

★調理、飲食を伴う活動

★室内で演奏等マスクを着用しない活動（管楽器、オカリナ、尺八など）

4. 使用に際しての注意事項

①利用前の体温測定②マスク着用③ソーシャルディスタンスの確保④部屋の換気⑤使用前後の消毒の実施（消毒液等は利用団体で用意）⑥利用人員は最小限で⑦利用時間はなるべく短くする⑧当日参加者全員の名簿を作成しておく

5. 鍵の管理

・集会所玄関脇に鍵の保管場所（キーボックス）があるので、鍵の管理には十分注意のこと。

なお、鍵当番役員宅での受領・返却も平行して運用します。

6. 鍵管理ノートは玄関靴箱に置いてあるので、忘れず記入してください。

7. 不明な点は集会所担当・鍵当番役員に照会ください。

運営委員

以 上